

パブリックコメントの結果

	ご意見	町の考え方・対応
①	<p>どの計画も同じ形式であり「前例は正しい」と言う信念（先入観で）作られている。どうして変えようと言う気が起きないのか、我々から見ると不思議に感ずる。</p> <p>「これは法律で定められた形式だ」と説明した部長がいたが、調べてみると千差万別、少ない市町村は数ページである。中には無い町もある。作っていないのである。作らなくても致命的な事件は起きないと思われる。</p> <p>作らなかったからと言って、罰則もなく、どう作ろうと自治体の勝手なのである。しかも住民のほとんどは読んでいないと言うより、用意周到に読んでも分からないように書いてある。分かるように書くなら、新旧対比表ぐらい必要であろう。そうすれば、今より、町の負担がどれほど変わり、住民の負担がどのように変わるのかが分かると思う。これを分からないようにしている、または、情報を開示しないのであれば、これは大きな問題である。</p>	<p>本計画につきましては、老人福祉法第20条の8第1項及び介護保険法第117条第1項に基づき策定する法定計画です。</p> <p>新旧対比表につきましては、計画(案)資料の詳細版第5章54ページから63ページにおいて、各種介護保険サービスの実績（平成21～23年度）と見込み量・見込み額（平成24～26年度）を表示しています。</p>
②	<p>どうも変わったところは極わずからしい。対比していないので正確ではないが、実質的に（言葉使いは別にして）変わったカ所だけ抽出すると、1ページにもならないのではないだろうか？</p> <p>これを作ったであろうコンサルは、1ページ分くらいだけ直して、今までより少し安くしているのだとすると、この通り払う作成費は「無駄使い」である。</p> <p>（注）「計画策定の目的」、「背景」、「法令等の根拠」「位置付け」等は前回と全く同じである。また、基本理念、基本目標（基本的な考え方）なども同じである。</p> <p>ルーズリーフ式にすれば、相当の費用の節約になることは間違いがない。</p>	<p>第五次計画につきましては、国による高齢者保険関連諸施策としまして、平成18年度から平成26年度までの長期目標とした計画となっているため、「計画策定の目的」等は第三次計画から継承されています。</p> <p>第1章、6計画期間 中3行目に「第五次高齢者保健福祉計画は、国による高齢者保健福祉関連諸施策として、平成18年度から平成26年度までの長期目標を設定した上で、本計画期間をそこに至る最終段階として位置付け、その間における計画として定めます。」を加え、3行目の「なお、第五次計画期間中に、第六次計画に策定（見直し）に着手します。」を削除し、「計画の期間と見直し」の表を別紙1のとおり改めます。</p> <p>コンサルへの委託につきましては、国・県の情報収集や事業所アンケートの実施及び分析、製本等の委託をしており、他の部分につきましては職員が行っています。</p>
③	<p>総合計画との整合性を取ったように書かれているが、総合計画は今後大幅に見直されると思われる。町長は、H23.12.12議会的一般質問で、「後期基本計画には、財政的に期限内にできないものは載せない」、「見直す」と答弁しています。</p> <p>そして、総花的な記載をやめ、目標は努力目標ではなく絶対期限内に達成すべき目標とし、達成度を人事考課に反映させると言っています。</p>	<p>現在行われている高齢者施策は、後期基本計画に継続される予定です。</p>

	<p>ここまで変わった「総合計画」をベースに、下位のいろいろな計画を立案すべきです。つまり、当然のこととして、全面作り替えが必要です。</p>
<p>④ 寒川町における高齢者の一人暮らしや、高齢者夫婦世帯の比率が年々増していますが、なかでも心配なのは一人暮らしの世帯です。</p> <p>平成7年の国勢調査によると一人暮らし高齢者世帯数は281世帯、平成12年は478世帯、平成17年は730世帯、来年平成24年は、私の推測で1000世帯前後なのではないかと思えます。</p> <p>今後、一人暮らしにおける孤独死、自殺、事故死等、近親者がいない場合、自治体が清掃、消毒、消臭、害虫駆除等の費用を孤独死現場清掃専門業者に依頼することがあるのではないかと懸念します。</p> <p>これらを止める為に緊急通報システムが有効と思いますが、自殺や病死する人が使用できるでしょうか？</p> <p>ある自治体では、冷蔵庫の中に近親者の連絡先を保管して頂く様にしています。連絡先のある方はいいのですが、連絡先のない方がいらっしゃるのではと思います。一人暮らしの世帯が少ない間に掌握したほうが良いと思います。掌握できていれば心配がないのですが。</p>	<p>一人暮らしの高齢者等を対象に「救急医療情報キット」を希望される方に対し福祉課において配布しており、その中入っています救急医療情報シートに緊急連絡先等を記入する欄があります。</p> <p>また、一人暮らしの70歳以上の高齢者については、平成23年度から地域包括支援センターの職員が訪問し、一人暮らし高齢者の把握をしています。</p> <p>※キットの配布数 平成23年8月10日から平成24年1月11日まで 484個配布</p>
<p>⑤ 骨粗鬆症予防事業 ニーズも少なく、健康診断と一緒にどうか</p>	<p>骨粗鬆症予防事業は、骨密度測定を実施し、自分の骨の状況を知ることと、併せて骨密度を保つために必要な栄養・運動の知識を得てもらうため、栄養士および運動指導士による講義を同時に行っております。</p> <p>対象者を20歳以上にしていること、健診機関に測定器が無い場合もあり、健康診断と一緒に実施は難しいため、専門の健診機関に委託し、集団で実施してまいります。</p>
<p>⑥ 機能訓練（ことば） ニーズも少なく、もとより何故この事業を実施しているのか</p>	<p>機能訓練（ことば）の対象者は、脳血管疾患などで言語、コミュニケーションに後遺症がある人です。</p> <p>機能の回復を図るとともに、後遺症があるために地域に出て行きづらい人が、少しでも外に目を向け、「ことばの訓練」を出かけるきっかけとして活用していただき、自主サークル「湘南あゆみの会」に繋げるよう努めております。</p>

⑦	<p>介護予防事業 町民の関心も高く非常に重要な施策です。希望者全員が毎回参加できる対策と事業内容の充実等を希望します。</p>	<p>介護予防事業は、高齢者が要介護・要支援状態となることを予防することで、一人ひとりができる限り自立した生活を送り、生きがいや自己実現を達成できるよう支援することを目的としています。町としても、多くの方にご参加いただきたいと思っておりますので、状況をみながら事業内容の改善を図ってまいります。</p>
⑧	<p>平成26年度に介護老人福祉施設40床増加とありますが、その具体的な内容を教えてください。さらに保険料との関係性について教えてください。</p>	<p>介護老人福祉施設については、平成18年度に策定した第三次計画から平成26年度までに60床増の整備を位置付けているところです。今回の第五次計画では、第三次計画で見込んだ平成26年度の認定者数と比べて認定者数の見込みが大きく減少していることから、20床減床して、40床の増で盛り込んでいます。</p> <p>この増床分に伴う施設サービス給付の見込み額は、平成24年度から平成26年度までの3年間の介護保険料の算定に反映されることとなります。</p>
⑨	<p>全般について アンケート結果から、どのような町民の臨床像を把握されたのか教えてください。寒川町とニーズとの整合性がとれていない施策に関しては再検討を希望します。</p>	<p>昨年、アンケート調査を行った結果、調査対象の一般高齢者、要支援・要介護、セカンドライフ予備軍に共通する項目として、『今後、介護を受けたい場所は』の間に、調査対象全体に「自宅」が1番多く、続いて「自宅から近い特別養護老人ホームや有料老人ホームなどの施設」となっており、『今後、介護を受けたい相手』としては、「家族・親族が中心で他に介護保険サービスなどを利用して介護してほしい」について「家族、親族だけで介護してほしい」となっています。</p> <p>また、介護保険料の負担感では、一般高齢者では「高い」「やや高い」合わせて6割強、要支援・要介護、セカンドライフ予備軍では半数近くの方が高いと感じています。</p> <p>以上の結果を見ると、共通して「各種介護サービスを受けながら在宅で介護を受けたい」と希望する方が多くなっています。</p> <p>第五次計画の中では、各種サービス、介護予防、現在行われている高齢者施策等を継続しながら事業内容の改善を検討していきます。</p>
⑩	<p>第3章 計画の基本的方向 3 今期計画以後に検討すべき課題で、(1) 地域包括ケアシステムの整備 (2) 生活支援サービスの充実 (3) 介護サービスの充実 とあるが、そこに「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の事業所整備を検討が明記されている。</p> <p>5章の見込みのところに、24年度84人/年とあり、事業所として成り立つのか？利用者側からは、どのように利用するのか？</p> <p>今期計画以後に検討としたならば、保険料算出に入れるべきでない。少しでも数字を入れておかないと参入希望があったときに困るからか？</p>	<p>第3章の「3 今期計画以後に検討すべき課題」については、今回の介護保険法改正により平成24年度から新たに創設される事業やサービス等の導入について、第五次計画期間中に検討を行い、今後の施策展開を図っていくことを述べているものです。</p> <p>その中で「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、今回の第五次計画策定に際して行った事業所アンケート調査において寒川町での参入意向が示されていたことを踏まえ、第五次計画期間中のサービス提供が可能となるよう計画に見込んでいます。</p> <p>新規サービスなので、ご指摘のとおり利用希望があるのか、事業所として成り立つのかな</p>

<p>寒川町の人口規模では、国の進めるすべての事業が成りたつ訳ではない。特に、現時点で利用希望者は存在していない。</p> <p>計画とは、その人口規模で希望者が存在するかを考え、制度をどう定着させるかではなく、ボトムアップで考えるべきである。</p>	<p>ど、読みきれない要素があることは事実ですが、このサービスが重度あるいは独居の在宅要介護者を想定して創設されたことを踏まえると、計画に見込んでおくべきと考えるものです。</p>
<p>⑪ 介護サービスの見込みについて</p> <p>P.57の訪問介護の実績が21年度から下がっているのに、23年度と24年度は1.25倍になっている。回数は、45分として考えるからか？人数は1.17倍、22から23年度上半期でも在宅3サービスは小規模に移ったとしても減っている現状です。現状を考えずに上昇のみを考えた数字としか見えない。</p> <p>根拠を明示してほしい。</p> <p>同様に、P.59の施設サービスのアップ率も1%強上げているのはどうしてか？</p> <p>26年度には35%近くの要介護2～5の入居になるのか？全て高すぎる。</p>	<p>訪問介護の実績が減少傾向にある事はご指摘のとおりですが、その要因については個々の利用者様々の様々な事情によるところが大きく、今後も傾向として継続するかどうかは一概に判断できないところです。</p> <p>介護サービスの見込みについては、今後の高齢化の進展やそれに伴う要介護認定者数の伸び、アンケートによる介護サービスの利用意向なども考慮し、計画期間中に適切なサービス量を確保できるよう見込んでいます。</p> <p>サービス提供に必要な財源となる保険料を適切に算定するためにも、サービス利用の現状だけでなく将来的な動向も見据えた見込みとなっています。</p>

※介護報酬改定等に伴う修正について

介護報酬改定の具体的な数字が昨年末に明示されたことや、パブリックコメント手続開始後になって、平成25年度の介護付有料老人ホームの新設予定が明らかになったことなどを受けて、介護サービスにおける見込み量や総給付費の見込額に修正の必要が生じました。このため計画案の該当箇所について、別紙2のとおり修正しました。